

地方独立行政法人青森県産業技術センター中期目標期間評価実施要領

平成26年1月24日 決定
青森県地方独立行政法人評価委員会

第1 趣旨

「青森県地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針」に基づき、青森県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「法人」という。）の中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

第2 中期目標期間評価の実施方法

中期目標期間評価は、法人が、当該中期目標期間における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（様式1）を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、実績評価書（様式2）を作成することにより実施する。

第3 法人による自己評価

1 項目別評価

(1) 小項目別評価

法人は、中期目標に定めた最小項目（以下「小項目」という。）ごとに、当該中期目標期間における中期計画の業務の実績を記載するとともに、中期目標の達成状況を次の4段階により自己評価し、その評価理由を明らかにする。

S：中期目標を上回って達成している。

A：中期目標を十分に達成している。

B：中期目標を十分には達成していない。

C：中期目標を達成していない。

(2) 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）の内容を踏まえ、中期目標に定めた次の項目（以下「大項目」という。）ごとに、中期目標の達成状況について、記述式により自己評価する。

① 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標（試験・研究開発の推進）

② 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標（産業活動・製品開発等への支援）

③ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標（成果の移転・普及）

④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

⑤ 財務内容の改善に関する目標

⑥ その他業務運営に関する重要目標

2 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

第4 評価委員会による評価

1 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、中期目標の達成状況について、総合的な調査・分析を行う。

2 項目別評価（大項目別評価）

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに、中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。

5：中期目標の達成において特筆すべき状況にある。

4：中期目標を達成している。

3：中期目標をおおむね達成している。

2：中期目標の達成においてやや不十分な状況にある。

1：中期目標の達成において著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

○ 評価の目安

「5」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、業務の実績に特筆すべき取組があると、評価委員会が特に認める場合

「4」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合
・小項目別評価がすべてS又はAではないが、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

「3」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAではなく、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合

「2」と評価する場合

・小項目別評価に不十分な項目が複数あり、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合

「1」と評価する場合

・中期目標の達成において重大な未達成項目があると、評価委員会が特に認める場合

※評価に当たっては、法人を取り巻く諸事情等についても勘案の上、総合的に判断する。

3 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

第5 中期目標期間評価の実施スケジュール

中期目標期間評価は、原則として、次のスケジュールにより実施する。

6月 業務実績報告書を受理

7月 業務実績報告書等に基づく調査・分析

8月 中期目標期間評価の決定（業務実績評価書の作成）

評価結果の法人への通知並びに知事への報告及び公表

(様式1)

地方独立行政法人青森県産業技術センター

第 期中期目標期間業務実績報告書 (平成 年度～平成 年度)

平成 年 月

地方独立行政法人青森県産業技術センター

□ 法人の概要

- (1) 以下の構成を基本とし、簡潔に記載すること。
 - 基本的情報（法人名、所在地、設立団体、設立年月日、沿革等）
 - 組織・人員情報（組織図、役員名簿、職員数等）
- (2) 原則として中期目標期間最終年度末現在の内容とすること。

□ 全体評価（全体的実施状況）

- (1) 項目別達成状況を踏まえつつ、業務の全体的な実績について記載するとともに、評価すること。
- (2) 機動的・戦略的な取組実績等について積極的に記載すること。

□ 項目別実施状況

1 (大項目)

中期目標	中期計画 (指標・達成目標)	業務の実績	自己評価	自己評価の理由
		【平成20年度～平成25年度までの実績】		【評価理由】
		【平成20年度～平成25年度までの実績】		【評価理由】

1 (大項目)

構成する小項目別評価の結果	自己評価	備考
S：中期目標を上回って達成している。		
A：中期目標を十分に達成している。		
B：中期目標を十分には達成していない。		
C：中期目標を達成していない。		

特記事項	備考
〇〇～〇〇	

大項目評価 (中期目標評価)	備考
〇〇～〇〇	

記載に当たっての留意点

1. 全体について
県民への説明責任の観点から、簡潔、明瞭かつわかりやすい表現とすること。
2. 中期目標期間における業務の実績について
 - (1) できるだけ数値データなど客観的な事実を用いて具体的に記載すること。数値データを用いて記載できない事項については、業務の実績がわかるよう具体的に記載すること。
 - (2) 必要に応じ、根拠となる資料を添付すること。
 - (3) 中期計画に定めのない取組であっても、中期目標の達成に向けて実施したものがある場合は、その内容がわかるよう具体的に記載すること。
3. 自己評価の理由について
業務の実績が、中期目標の達成にどのように寄与したのかわかりやすく記載すること。

(様式2)

地方独立行政法人青森県産業技術センター

第 期中期目標期間業務実績評価書 (平成 年度～平成 年度)

平成 年 月

青森県地方独立行政法人評価委員会

□ 全体評価

□ 項目別評価

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標（試験・研究開発の推進） 評価

2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標（産業活動・製品開発等への支援） 評価

3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標（成果の移転・普及） 評価

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標 評価

5 財務内容の改善に関する目標 評価

6 その他業務運営に関する重要目標 評価
